

議案第 4 2 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表の次に次の 1 表を加える。

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務		手 数 料 の 額
低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	登録建築物調査機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画	1 件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 3 7, 0 0 0 円 (2) 共同住宅等における住戸 次に掲げる住戸の申請戸数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 1 戸 3 7, 0 0 0 円 イ 1 戸を超え 5 戸以内のもの 7 4, 0 0 0 円 ウ 5 戸を超え 1 0 戸以内のもの 1 0 5, 0 0 0 円 エ 1 0 戸を超え 2 5 戸以内のもの 1 4 8, 0 0 0 円 オ 2 5 戸を超え 5 0 戸以内のもの 2 1 3, 0 0 0 円 カ 5 0 戸を超え 1 0 0 戸以内のもの 3 0 5, 0 0 0 円 キ 1 0 0 戸を超え 2 0 0 戸以内のもの 4 1 4, 0 0 0 円 ク 2 0 0 戸を超え 3 0 0 戸以内のもの 5 4 4, 0 0 0 円

ケ 300戸を超えるもの 639,000円

(3) 共同住宅等の建築物全体 ア及びイに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 5戸以内のもの 74,000円

(イ) 5戸を超え10戸以内のもの 105,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以内のもの 148,000円

(エ) 25戸を超え50戸以内のもの 213,000円

(オ) 50戸を超え100戸以内のもの 305,000円

(カ) 100戸を超え200戸以内のもの 413,000円

(キ) 200戸を超え300戸以内のもの 542,000円

(ク) 300戸を超えるもの 636,000円

イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 118,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 195,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 304,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 391,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 467,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの
544,000円

(4) 共同住宅等の建築物全体及び全ての住戸 ア及びイに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 5戸以内のもの 74,000円

(イ) 5戸を超え10戸以内のもの 105,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以内のもの 148,000円

(エ) 25戸を超え50戸以内のもの 213,000円

		(オ) 50戸を超え100戸以内のもの 305,000円 (カ) 100戸を超え200戸以内のもの 414,000円 (キ) 200戸を超え300戸以内のもの 544,000円 (ク) 300戸を超えるもの 639,000円 イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル以内のもの 118,000円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 195,000円 (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 304,000円 (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 391,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 467,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 544,000円 (5) 住宅以外の用途に供する建築物 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル以内のもの 261,000円 イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 417,000円 ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 594,000円 エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 728,000円 オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 858,000円 カ 25,000平方メートルを超えるもの 980,000円 (6) 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途の両方の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）における住戸 次に掲げる住戸の申請戸数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 1戸 37,000円
--	--	---

- イ 1戸を超え5戸以内のもの 74,000円
- ウ 5戸を超え10戸以内のもの 105,000円
- エ 10戸を超え25戸以内のもの 148,000円
- オ 25戸を超え50戸以内のもの 213,000円
- カ 50戸を超え100戸以内のもの 305,000円
- キ 100戸を超え200戸以内のもの 414,000円
- ク 200戸を超え300戸以内のもの 544,000円
- ケ 300戸を超えるもの 639,000円

(7) 複合建築物の建築物全体 ア、イ及びウに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 1戸 37,000円
- (イ) 1戸を超え5戸以内のもの 74,000円
- (ウ) 5戸を超え10戸以内のもの 105,000円
- (エ) 10戸を超え25戸以内のもの 148,000円
- (オ) 25戸を超え50戸以内のもの 213,000円
- (カ) 50戸を超え100戸以内のもの 305,000円
- (キ) 100戸を超え200戸以内のもの 413,000円
- (ク) 200戸を超え300戸以内のもの 542,000円
- (ケ) 300戸を超えるもの 636,000円

イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 118,000円
- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 195,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 304,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 391,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 467,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 544,000円

ウ 住宅以外の用途に供する部分 次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 261,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 417,000円

(ロ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 593,000円

(ハ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 728,000円

(ニ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 858,000円

(ホ) 25,000平方メートルを超えるもの 979,000円

(8) 複合建築物の建築物全体及び全ての住戸 ア、イ及びウに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 1戸 37,000円

(イ) 1戸を超え5戸以内のもの 74,000円

(ロ) 5戸を超え10戸以内のもの 105,000円

(ハ) 10戸を超え25戸以内のもの 148,000円

(ニ) 25戸を超え50戸以内のもの 213,000円

(ホ) 50戸を超え100戸以内のもの 305,000円

(ヘ) 100戸を超え200戸以内のもの 414,000円

(ニ) 200戸を超え300戸以内のもの 544,000円

(ホ) 300戸を超えるもの 639,000円

イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 118,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 195,000円

(ロ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 304,000円

	(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 391,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 467,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 544,000円 ウ 住宅以外の用途に供する部分 次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル以内のもの 261,000円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 417,000円 (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 593,000円 (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 728,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 858,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 979,000円
登録建築物調査機関等による技術的審査を受けた低炭素建築物新築等計画	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 5,100円 (2) 共同住宅等における住戸 次に掲げる住戸の申請戸数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 1戸 5,100円 イ 1戸を超え5戸以内のもの 10,000円 ウ 5戸を超え10戸以内のもの 17,000円 エ 10戸を超え25戸以内のもの 29,000円 オ 25戸を超え50戸以内のもの 49,000円 カ 50戸を超え100戸以内のもの 87,000円 キ 100戸を超え200戸以内のもの 139,000円 ク 200戸を超え300戸以内のもの 176,000円 ケ 300戸を超えるもの 189,000円

(3) 共同住宅等の建築物全体 ア及びイに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 5戸以内のもの 10,000円
- (イ) 5戸を超え10戸以内のもの 17,000円
- (ウ) 10戸を超え25戸以内のもの 29,000円
- (エ) 25戸を超え50戸以内のもの 48,000円
- (オ) 50戸を超え100戸以内のもの 87,000円
- (カ) 100戸を超え200戸以内のもの 138,000円
- (キ) 200戸を超え300戸以内のもの 174,000円
- (ク) 300戸を超えるもの 186,000円

イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 10,000円
- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 218,000円

(4) 共同住宅等の建築物全体及び全ての住戸 ア及びイに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 5戸以内のもの 10,000円
- (イ) 5戸を超え10戸以内のもの 17,000円
- (ウ) 10戸を超え25戸以内のもの 29,000円
- (エ) 25戸を超え50戸以内のもの 49,000円
- (オ) 50戸を超え100戸以内のもの 87,000円

		(カ) 100戸を超え200戸以内のもの 139,000円 (キ) 200戸を超え300戸以内のもの 176,000円 (ク) 300戸を超えるもの 189,000円 イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル以内のもの 10,000円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円 (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000円 (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 218,000円 (5) 住宅以外の用途に供する建築物 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル以内のもの 10,000円 イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円 ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000円 エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,000円 オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000円 カ 25,000平方メートルを超えるもの 218,000円 (6) 複合建築物における住戸 次に掲げる住戸の申請戸数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 1戸 5,100円 イ 1戸を超え5戸以内のもの 10,000円 ウ 5戸を超え10戸以内のもの 17,000円
--	--	---

- エ 10戸を超え25戸以内のもの 29,000円
- オ 25戸を超え50戸以内のもの 49,000円
- カ 50戸を超え100戸以内のもの 87,000円
- キ 100戸を超え200戸以内のもの 139,000円
- ク 200戸を超え300戸以内のもの 176,000円
- ケ 300戸を超えるもの 189,000円

(7) 複合建築物の建築物全体 ア、イ及びウに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 1戸 5,100円
- (イ) 1戸を超え5戸以内のもの 10,000円
- (ウ) 5戸を超え10戸以内のもの 17,000円
- (エ) 10戸を超え25戸以内のもの 29,000円
- (オ) 25戸を超え50戸以内のもの 48,000円
- (カ) 50戸を超え100戸以内のもの 87,000円
- (キ) 100戸を超え200戸以内のもの 138,000円
- (ク) 200戸を超え300戸以内のもの 174,000円
- (ケ) 300戸を超えるもの 186,000円

イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 10,000円
- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 218,000円

ウ 住宅以外の用途に供する部分 次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定

める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 10,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの
218,000円

(8) 複合建築物の建築物全体及び全ての住戸 ア、イ及びウに定める額を合計した額

ア 住戸 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 1戸 5,100円

(イ) 1戸を超え5戸以内のもの 10,000円

(ウ) 5戸を超え10戸以内のもの 17,000円

(エ) 10戸を超え25戸以内のもの 29,000円

(オ) 25戸を超え50戸以内のもの 49,000円

(カ) 50戸を超え100戸以内のもの 87,000円

(キ) 100戸を超え200戸以内のもの 139,000円

(ク) 200戸を超え300戸以内のもの 176,000円

(ケ) 300戸を超えるもの 189,000円

イ 共用部分 次に掲げる共用部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 10,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,000円

		(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 218,000円 ウ 住宅以外の用途に供する部分 次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル以内のもの 10,000円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円 (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000円 (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 218,000円											
備考 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて当該低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があったときは、この項に定める額に次に掲げる額を加算する。 (1) 建築基準法関係手数料の表の定めるところにより算定した建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額。この場合において、同表備考2又は同表備考3の規定の適用があるときは、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">建築基準法関係手数料の表備考2</td><td>110,000円</td><td>115,350円</td></tr> <tr> <td>137,000円</td><td>143,700円</td></tr> <tr> <td>150,000円</td><td>157,350円</td></tr> <tr> <td>190,000円</td><td>199,350円</td></tr> <tr> <td>322,000円</td><td>337,950円</td></tr> </table>			建築基準法関係手数料の表備考2	110,000円	115,350円	137,000円	143,700円	150,000円	157,350円	190,000円	199,350円	322,000円	337,950円
建築基準法関係手数料の表備考2	110,000円	115,350円											
	137,000円	143,700円											
	150,000円	157,350円											
	190,000円	199,350円											
	322,000円	337,950円											

建築基準法関係手数料 の表備考3	1 5 9, 0 0 0 円	1 6 6, 8 0 0 円
	2 1 2, 0 0 0 円	2 2 2, 4 5 0 円
	2 4 3, 0 0 0 円	2 5 5, 0 0 0 円
	3 2 1, 0 0 0 円	3 3 6, 9 0 0 円
	5 9 0, 0 0 0 円	6 1 9, 3 5 0 円

(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に建築設備に係る審査が含まれる場合にあっては、建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項に定める額

低炭素建築物新築等 計画の変更の認定の 申請に対する審査	1 件につき、前項に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り 捨てた額)
------------------------------------	---

備考 前項の備考の規定は、低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて当該低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合について準用する。

附 則

この条例は、平成24年12月20日から施行する。

理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定により新たに低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査事務を行うこととなったことから、当該審査事務に係る手数料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。